

10 令和元年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載）

(1) 定期監査（18箇所20件）

ア 文化・観光部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
文化政策課	令和元年9月26日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	窃盗事件の発生
3 内容	文化政策課の非常勤職員は、平成30年12月に静岡市内の書店において雑誌2冊から付録の腕時計とバッグ、計2,000円相当を盗んだ容疑で、平成31年2月に逮捕された。
【措置の内容】	
<p>事案の発生を受け、平成31年2月19日に文化・観光部長から部内全職員に向けてメールを送信し、綱紀粛正の徹底を図っています。また、臨時・非常勤職員を対象として、改めてコンプライアンス意識の徹底を図るための研修を平成31年2月21日に実施しました。</p> <p>今後も、このような事態が二度と起こらないよう、コンプライアンスに関する全庁的な取組のほか、部内で任用する臨時・非常勤職員に対し、採用直後に実施している研修を充実させる等、コンプライアンス意識を高める取組を実施していきます。</p>	

イ 健康福祉部（3箇所3件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
東部健康福祉センター	令和2年3月4日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	交通加害事故（人身事故等）の多発
3 内容	平成30年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が8件発生していた。
【措置の内容】	
<p>職員の交通安全意識の高揚と運転技術の向上を図るため、次の交通安全対策を実施しています。</p> <p>1 毎月開催する定例部・課長会議において、静岡県安全運転管理協会が発行する月刊誌「安全運転管理しずおか」に掲載されている記事を利用して、副安全運転管理者である総務課長が「危険予測トレーニング」や季節ごとの注意のポイントを解説し、各課長から課員に説明や資料回覧することで、職員全体の交通安全意識の高揚を図っています。</p> <p>また、当月に免許証の有効期限が切れる職員に対して、総務課長から該当職員に免許更新の手続きについて確認しています。</p> <p>2 所内で発生した事故の状況等を職員に周知し、運転する際の注意点や対策の共有化を図っています。</p> <p>3 年度当初に携帯用の「交通事故発生時対応マニュアル」を全職員に配布しました。</p> <p>4 年度当初の定例部・課長会議において、安全運転管理協会がホームページで提供している運転適性シートを配布し、各課長から課員に配布してもらい、各自の運転時の心理や行動をチェックさせ、各職員にあった運転上の注意事項を再認識させ、自己の運転特性を知り、交通安全に努めるよう啓発しています。</p> <p>5 また、JAFがホームページで公開している各種のトレーニングを学べるようインターネットに接続している共用端末のデスクトップにアイコンを置いて、昼休み等に活用するようにしています。</p> <p>6 令和元年度からは四半期ごとに公用車の運転回数と事故率を出して、運転機会が多く、事故を起こしていない上位10人を所長から表彰しており、第1四半期は交通事故が発生しませんでした。</p> <p>7 各種講習会（東部出納室主催の交通安全研修会、沼津土木事務所が主催する交通安全研修会等）への参加や職員ポータル上の交通安全研修の受講を奨励しています。特に公用車で交通事故を起こした職員に対しては、受講を義務付ける等しています。</p> <p>8 公用車で出張する職員に対しての安全運転の声掛け、積雪予報時の公用車出張予定者への注意喚起を行っています。</p> <p>9 東部出納室や支所等に配備されているアルコール検知器により、飲酒運転防止の徹底を図っています。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
西部健康福祉センター	令和2年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 公然わいせつ事件の発生</p> <p>3 内容 西部健康福祉センターの職員は、平成31年3月、藤枝市青葉町の歩道上で、自身の下半身を露出して通りかかった女性に見せ、藤枝警察署に公然わいせつの容疑で逮捕された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事件発生を受けて、所内全職員に対して、法律や社会のルールを遵守し、公私に関わらず県職員としての自覚を持ち、服務規律の厳正な保持に努めるとともに、自らの行動が県職員全体の信用に影響を与える可能性があることを意識して行動するよう指示しました。</p> <p>また、事件後速やかに共に同様の業務に携わっていた職員に対して個別にヒアリングを実施し、職員の心のケアに努めるとともに、6月のコンプライアンス推進月間に合わせて、所内全職員に対して個別にヒアリングを実施しました。</p> <p>懲戒処分発表後、本件について所内全職員へ伝達し、綱紀の厳正保持の徹底を改めて指示しました。また、悩み事等があるときは、所属長等へいつでも相談して欲しい旨を伝えました。</p> <p>今後も引き続き、毎月の所内連絡会等において、コンプライアンス意識の徹底のため注意喚起を行い、風通しの良い職場作りに努めます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
健康福祉部、機関名非公表	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 交通違反（著しい速度超過）の発生及び報告懈怠</p> <p>3 内容 健康福祉部の課長級の職員は、令和元年5月に公務外において交通違反（著しい速度超過）を犯し、当該違反について所属への報告を怠っていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当該局では、日頃から局を挙げて、交通三悪（飲酒運転、著しい速度超過、無免許運転）の撲滅や交通事故防止の注意喚起に取り組んでおりましたが、今回の交通違反等の発生を受け、直ちに、交通違反を起こした職員に嚴重注意をするとともに、臨時課長会議を開催し、綱紀の厳正保持の徹底を全所属に通知したところです。</p> <p>特に本件の場合、交通違反により検挙されたにもかかわらず、所属への報告を怠っていたことは重大な懈怠であることから、改めて職員一人ひとりに「ひとたび違反や交通事故を起こしてしまった場合は、速やかに所属に報告すること」を確認しました。</p> <p>今後も、あらゆる機会を捉えて、交通規範の遵守と交通安全の徹底、特に自らの意思で防止できる交通事犯は絶対に起こさないことに加え、公務上、公務外を問わず、万が一重大な交通違反を犯した場合には速やかに所属長に報告することを繰り返し注意喚起し、再発防止に取り組めます。</p>	

ウ 経済産業部（1箇所2件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部農林事務所	令和元年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成30年度に実施した建設工事において、第三者事故（物損）が3件、工事等関係者事故が3件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>西部農林事務所では、工事現場のパトロールや工事安全講習会などにより、工事受注者に対し安全管理意識の徹底を図ってきました。</p> <p>平成30年度、第三者事故は、管理設工事等の掘削作業中に既設水道管を破損したものが2件、車両による物損事故が1件あり、いずれも、不注意が原因であります。工事等関係者事故は、立木の伐採作業に係るものが2件、落石によるものが1件あり、作業員や現場代理人の安全管理意識が不十分だったことによるものと考えられます。</p> <p>事故後、直ちに当所が所管する工事受注者を対象に、事務所担当監督員より文書、口頭で注意喚起を行いました。また、管理設工事等は対策として試掘数を増やすよう指示し、工事関係者事故の対策は当所発注工事の現場代理人を対象に事故現場等で安全講習会を開催し、安全確保に向けた意識の徹底を図りました。</p> <p>さらに、令和元年度は、労働基準監督署・建設業協会との合同工事安全パトロールを3回、工事検査監による抜き打ちの建設工事安全パトロールを7回と、例年以上に実施回数を増やし指導を強化しております。</p> <p>今後は、現場に合致したきめ細かい対策を講じるとともに、従来以上に、工事着手前にKY活動、新規入場者教育の強化を徹底するよう業者を指導し、工事故の未然防止に努めます。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通違反（著しい速度超過）の発生</p> <p>3 内 容 令和元年度に、公務外における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 今回の交通違反（著しい速度超過）を起こした職員に対して、所長から厳重に注意しました。さらに他の交通事故や交通違反が発生の都度、所長から交通事故や交通違反を起こした職員に対し厳重に注意しています。また、所内「交通安全会管理委員会」を通じて全職員に交通事故や交通違反の詳細を説明し、注意喚起を行ってきたところです。今回の交通違反は公務外の休日に発生したのですが、同様の措置を講じ、職員に対し、再発防止の注意喚起を再び行いました。</p> <p>2 当事務所では毎月、所内「交通安全会管理委員会」にて交通事故や交通違反防止のための情報を共有するとともに、次のとおり、さまざまな機会を通じて職員の交通安全意識の徹底を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所内交通安全標語コンクールの実施 ・ 始業時にコンクールで投票の多かった交通安全標語優秀作品の唱和及び所内への掲示 ・ 「交通事故発生時の対応手順」の全職員への配付 ・ 公用車運転時のヒヤリ・ハット体験を交通安全マップにシール貼付 ・ 公用車運転時のヒヤリ・ハット体験や危険予測をまとめ、管内警察署へ情報提供 ・ 浜松総合庁舎及び北遠総合庁舎安全運転管理者主催の交通安全講習会への参加（臨時職員・非常勤職員を含む。） ・ セーフティドライブキャンペーン「チャレンジラリー150」への全職員の参加 ・ 経済産業部内で発生した交通事故の内容と注意事項のメール送信による注意喚起 ・ 知事部局及び教育委員会で懲戒処分となった交通事故や交通違反についてメール送信による注意喚起 <p>今後も交通事故再発防止のため、これらの取組を継続し、さらに職員の交通安全意識を高めるとともに、安全運転を徹底します。</p>	

エ 交通基盤部（5箇所6件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
道路企画課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 政令市への「地震・津波対策促進費交付金」交付額の算定誤り</p> <p>3 内 容 法人事業税の超過課税収入を原資として県が政令市に交付している「地震・津波対策促進費交付金」について、算定誤りにより平成27年度から29年度に両市に支払った交付金が過少となっていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>算定誤りの原因は、交付要綱で定めている交付額算定に用いる様式に、別の集計表から転記する際、誤って転記していたものです。このため、再発防止策として、平成30年12月に交付要綱を改正し、交付額算定に用いる様式を同様の誤りが確実に生じない様式に改善しました。</p> <p>また、交付額の算定作業では新しい様式を用いるとともに、これまでチェックを行ってきた道路局の職員に加えて、管理局（現政策管理局）の職員もチェックを行い、交付額を算定しています。</p> <p>両政令市に対しましては、平成30年11月に本案件について説明、謝罪をし、平成27年度から平成29年度分の交付不足額については、平成31年2月定例会で補正予算を計上し、平成30年度分の交付額と合わせ、平成31年3月に両政令市に交付しました。</p> <p>今後も、これらの対策により、算定誤りの再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
砂防課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 窃盗事件の発生</p> <p>3 内 容 砂防課の職員は、令和元年6月、電車内において、座席に置かれていた女性のバッグを自分のリュックサックの中に入れて車両を移動したところを男性に咎められ、窃盗の容疑で逮捕された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>今回の事案発生直後には、臨時の局長会議を開催し、部長から各局長に対して、公務員としての自覚及び倫理意識の徹底について、厳しく指示しました。</p> <p>また、交通基盤部長名で「職員の倫理意識の徹底について」を通知し、公務外においても県職員として高い倫理観を持つよう、部内に周知しました。特に今回の事件が、飲酒後に発生したものであることから、飲酒した場合でも公務員として節度ある行動を行うよう強く呼びかけました。</p> <p>交通基盤部では、コンプライアンス意識の徹底のため、幹事職員と出先機関職員との意見交換会の実施、コンプライアンス推進月間における検定の実施や各所属での意見交換など、年間を通して不祥事根絶を目指した取組を進めています。</p> <p>当該職員の懲戒処分後においても、改めて「綱紀の厳正保持の徹底について」を通知し、飲酒後の節度ある行動やアルコール問題に関する相談窓口（ストレス・カウンセリング等）の積極的な活用について周知しました。</p> <p>今後も、コンプライアンス意識の徹底のため、県で作成している「コンプライアンス通信」の活用、各所属での意見交換会や部内研修等を実施し、県民の信頼回復を図るべく、綱紀粛正の徹底、倫理意識の徹底に努めてまいります。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
熱海土木事務所	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 委託業務報告書の未徴収（同様事案の再発）</p> <p>3 内容 前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、平成30年度伊東港プレジャーボート係留施設等管理業務委託において、受託者から委託業務処理状況報告書等を徴収していなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成30年度伊東港プレジャーボート係留施設の管理に関する業務委託（係留施設の巡視等）に係る月次報告書、業務終了後の実績報告書及び収支報告書（以下「報告書」という。）を委託先から徴収していませんでした。</p> <p>これは、担当者が委託先から毎月提出される巡視日誌を月次報告書と勘違いしたこと、委託費を前払いしたため業務終了後の実績報告書や収支報告書が提出されたかどうかの確認を失念したこと、及び契約書で定めたとおりに報告書が提出されたかどうかの確認が不十分であったことが原因です。</p> <p>また、平成30年度に行われた監査において、網代漁港のプレジャーボート係留施設指定管理業務に係る月次報告書が未徴収であることについて指導を受け、是正を行いました。指導内容について班内で十分共有できていなかったため、伊東港についても報告書の未徴収が発生し、網代港と同様の指摘を受けたものです。</p> <p>今後、報告書の未徴収を起さないための対応は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務委託提出書類チェック表について、委託業務契約書で定めた時期に上記の報告書が提出されているか確認できるように様式を変更した。 2 委託先から報告書の提出があった際には、必要な提出書類が確認できるように委託契約書の写しを添付して受理の決裁を受けることとした。 3 業務終了後は報告書の未提出がないか、用地管理課長が最終確認を実施する。 4 契約締結時に管理班長及び担当者が、委託先の課長及び担当者と契約内容を相互に確認する。 5 熱海港、伊東港及び網代漁港の3港のプレジャーボート係留施設等管理業務の定型的管理事務について、「いつ何をするのか」が見えるよう、年間スケジュールを図表で作成し、課内全員で事務の意義や手順等を共有化する。 <p>今後も、毎月班内で年間スケジュールの進捗、事務処理の漏れや遅れのチェックを行います。また、担当者が代わっても指摘のあった内容は確実に引継ぎを行い、同じことを繰り返さないよう努めます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
沼津土木事務所	令和元年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 建設工事現場等における第三者事故等の多発</p> <p>3 内容 平成30年度から令和元年度に実施した建設工事等において、第三者事故（人身及び物損）が9件、工事関係者事故が3件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>これまで事故防止対策として、主に工事事故防止行動計画の実施、安全パトロール、安全講習会、事故情報資料や事故防止パンフレットの提供等により受注者に対する指導を行ってきました。</p> <p>しかしながら、平成30年度から令和元年度にかけて建設工事等事故が12件発生したことから、さらなる事故防止に向けて、令和2年1月7日に次のとおり、各団体において、今後の事故防止対策を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 沼津土木事務所建設工事等安全管理推進委員会（所内の課長級以上等が委員） 事故発生状況と安全パトロールの実績について確認を行い、原則複数の職員による月1回の安全パトロールの徹底について確認しました。 沼津及び三島建設業協会 沼津土木事務所建設工事等安全管理推進委員会代表者と沼津及び三島建設業協会安全委員会代表者による意見交換会を開催し、「ハザードマップの見える化（どこがあぶないか、何をしてはいけないか、何に気を付けなければならないかの明示等）」と「ハザードマップをKY（危険予知）活動に利用する等事故防止につながる活用方法を周知する」ことを確認しました。 <p>今後は、新たな事故防止対策についても建設業協会と連携し、効果的な事故防止対策の検討を継続的に行いながら、建設工事現場等における第三者事故等の発生防止に引き続き努めます。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 交通加害事故（人身事故等）の多発</p> <p>3 内容 平成30年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が6件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当該交通加害事故の発生後、直ちに、所長に報告し、事故を起こした職員及び同乗者がいる場合は同乗者も含め徹重に注意するとともに、課長・支所長会議において、交通安全の徹底と交通事故防止に万全の注意を払うよう指示しました。</p> <p>6件の交通加害事故は、狭い場所を通過するときや出庫するとき、また、駐車や転回等の後退時に起きた事故であり、運転者の不注意や確認不足が事故の原因でした。</p> <p>これまで、職員の交通安全意識や運転技術の向上を目的として、東部総合庁舎で開催する交通安全研修会や安全運転実技講習会の積極的な受講、セーフティチャレンジ150への全職員参加、交通安全スローガンや交通事故ゼロボードの掲示、全職員による交通安全宣言などの取組や、例月の課長・支所長会議での具体事例を交えた注意喚起、職員あての各種メールに交通安全に関する一文を付け加え交通事故防止を呼び掛ける取組を実施してきたところですが、それに加え、令和元年11月に交通安全のノウハウを持つ保険会社から講師の派遣を受け、事務所職員を対象とした独自の安全運転講習会を開催し、人間の視覚の限界を理解した上での事故防止に向けた方策について情報共有を図りました。</p> <p>今後も、常日頃から繰り返し職員の交通安全に対する意識啓発を図ることで、すべての職員の交通安全意識の持続に努め、交通加害事故防止に一層取り組みます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
袋井土木事務所	令和元年9月26日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	建設工事現場等における第三者事故等の多発
3 内 容	平成30年度から令和元年度にかけて実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が7件、工事等の関係者事故（人身）が1件発生していた。
【措置の内容】	
<p>袋井土木事務所では、平成30年度から令和元年度にかけて、第三者事故7件、工事等の関係者事故1件と、第三者事故等が多発していますが、第三者事故等防止に向けて、プロジェクトに取り組んでいます。</p> <p>具体的には、平成28年度より「袋井土木事務所工事事故撲滅プロジェクト」を実施し、他に先駆け「ハザードマップ」や「チェックリスト」の作成を「工事事故防止に関する特記仕様書」に明記するとともに、事故発生の状況や再発防止対策等を記載した「工事事故対策通信」を毎月発行し、土木事務所内への掲示や受注者に配布を行い、各現場の安全対策の徹底や官民一体となった安全意識の高揚に努めてきました。</p> <p>これらの取組は、平成30年8月策定された「工事事故防止行動計画」として、全県の工事事故防止対策として取り組んでいます。</p> <p>また、各現場の抜き打ち安全パトロールの毎月1回以上の実施を目標に、平成30年度には92回、延べ423か所の抜き打ちパトロールを実施し、例年工事事故が多く発生する傾向にあった第4四半期における工事事故の発生を防ぐことができました。令和元年度の上半期においては、42回、145か所の抜き打ちパトロールを実施しています。</p> <p>これらにより、過去3年間の事故発生件数も、徐々にではありますが減少傾向となってきたことから、これらの事故防止対策を引き続き実施するとともに、工事に携わるすべての関係者が安全意識を持ち、安全に対する取組が徹底されているかを、段階確認時やパトロール時に確認・指導を行い、工事事故防止に努めます。</p>	

オ 出納局（1箇所1件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
会計課	令和元年9月26日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	交通違反（著しい速度超過）の発生
3 内 容	平成30年度に、公務外における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。
【措置の内容】	
<p>当該職員に対しては、交通違反の報告を受け、速やかに所属長が面談し、自らの意思で完全に防止できる飲酒運転、著しい速度超過、無免許運転のいわゆる交通三悪は絶対に起こさないよう強く指導しました。</p> <p>また、所属全職員に対しても、人事評価における面談等の機会を捉え、所属長から個別に交通安全の徹底を指導しました。</p> <p>さらに、出納局全体の再発防止策として、平成30年8月に臨時所属長会議を開催し、夏季休暇取得の時期でもあり外出の機会が増えることを踏まえ、改めて交通事故並びに交通三悪を起こさないよう強く注意喚起しました。</p> <p>なお、発生直後のみならず、出納局内の幹部職員会議において、毎回各所属長に対して、機会あるごとに交通安全を各所属職員に呼び掛けるよう指示しているほか、交通安全県民運動の機会を捉えた経営管理部通知の周知徹底などにより、交通事故並びに交通三悪を起こさないよう繰り返し強く注意喚起しております。</p> <p>今後も、様々な機会を捉えて、交通安全の取組をきめ細かく進めてまいります。</p>	

カ 企業局（1箇所1件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部事務所	令和元年9月26日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	交通加害事故（人身事故等）の多発
3 内 容	平成30年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が5件発生していた。
【措置の内容】	
<p>事故を起こした職員に対して所属長から嚴重注意と指導を行いました。また、定例の課長会で所属長から各課長等に対し、交通安全の徹底と交通事故防止について全職員への指導を指示しました。</p> <p>また、職員の交通安全意識の向上を図るため、全ての職員を対象とした交通安全ビデオの視聴による交通安全講習会を実施しました。その他、企業局全体の取組として平成30年11月に「交通安全1人1宣言」を実施し、平成31年3月には職員参加型交通安全講習会を実施しました。</p> <p>今後も、交通事故防止対策や交通安全対策に取り組み、一層の交通安全意識の向上を図り、再発防止に努めます。</p>	

キ 教育委員会（5箇所5件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
掛川東高等学校	令和元年6月26日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	自家用車の不適切な公務使用による加害事故の発生
3 内 容	平成30年8月、男性教諭は部活動の引率に当たり、自家用車への生徒の同乗は認められていないにもかかわらず生徒を同乗させた。また、その際、宿泊先の駐車場で乗車しようと車両の傍らにいた女子生徒の右足に後輪を乗りあげ、怪我を負わせた。
【措置の内容】	
<p>1 当該加害事故の発生後、校長から当該職員に対して、嚴重注意及び事故防止について指導するとともに生徒の自家用車の同乗禁止の徹底を図りました。</p> <p>2 平成30年8月28日、職員会議において、校長から今回の事故の概要を伝え、交通事故再発防止に関する注意喚起及び緊急等の場合を除いて生徒を自家用車に同乗させないことの再確認を行いました。</p> <p>3 平成30年9月以降の職員会議においても、県教委のコンプライアンス通信「信頼にこたえる」や「教職員交通安全ニュース」等を活用し、教育公務員としての自覚を促し、安全運転に関する意識の高揚を図るなど、継続的な指導を行いました。</p> <p>4 人事評価面談などの機会を捉えて、個別に交通安全意識について確認しました。</p> <p>5 平成31年4月26日、職員会議において、新年度にあたり改めて県の通知に基づき、生徒を自家用車に乗せることは厳に慎むことのコンプライアンスの徹底を図りました。</p> <p>6 令和元年5月29日、職員会議において、平成29年度及び平成30年度に本校で交通加害事故が発生していることに触れ、交通事故再発防止に関する注意喚起及び県教委の事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の活用徹底の継続を指示しました。</p> <p>7 令和元年6月27日、朝の打合せにおいて、校長から監査結果の通知内容を報告し、指摘事項等が県民に公表されることを受け、改めて生徒の自家用車同乗禁止及び交通事故再発防止の注意喚起を行いました。</p> <p>8 令和元年7月19日、静岡県県庁交通安全課職員を講師に招いて、「交通における危機管理について」の職員研修を実施しました。車を運転する上での、運転開始前、運転時、事故後の措置における注意点について、警察官の立場から過去の事故例や検挙例をあげて、具体的に説明していただき、危機管理に対する意識付けを深め、改めて交通事故防止に向けた職員の決意を促しました。</p> <p>9 「e-ラーニング」について、毎月の配信があった都度、朝の打合せ等で管理職から受講を促し、安全運転への意識を持続、向上できるよう取り組んでいます。受講率は「e-ラーニング」開始以来、毎月100%を維持しています。</p> <p>10 平成30年8月から行ってきた、職員室内に交通加害事故が何日起きていないかを表す、無事故メーターを今年度も継続し、交通加害事故防止の決意と、日々の交通安全に対する意識の向上及び継続化を図っています。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
袋井商業高等学校	令和元年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 生徒の個人情報の紛失（同一年度連続発生）</p> <p>3 内容 袋井商業高等学校の教諭は、平成31年4月、既に卒業した生徒を含む最大426人分の成績基礎データ等の個人情報を許可なく保存した私物のUSBメモリーを学校内で紛失した。 さらに、同年9月にも他の非常勤講師が、担当する2学級64人分の課題テスト成績及び検定結果を許可なく保存した私物のUSBメモリーを学校内で紛失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 今回の件は当該職員の個人情報取扱いに関する意識及び知識が希薄であったことに起因することから、紛失した職員に対しては、校長から厳重に注意するとともに、個人情報の適切な取扱いについてあらためて指導を行いました。</p> <p>2 全校生徒に対し、校長から状況を説明し、謝罪しました。また全保護者に宛てて文書にて状況説明と謝罪を伝えました。</p> <p>3 2度目の紛失直後の令和元年9月に校内に再発防止検討委員会を新たに組織し、再発防止策の検討、取組を行っています。</p> <p>(1) 個人所有USBメモリー使用の完全撤廃 学校所有のUSBメモリーについて貸出規定を整備し、校内で使用する場合も管理職の決裁を受け、使用することを徹底しています。</p> <p>(2) 県教育委員会教育政策課情報化推進室職員による研修の実施 令和元年10月7日（月）情報資産の分類等についての研修を実施しました。当日受講できなかった職員にも録画による研修を行い、非常勤を含む全職員の知識及び意識の向上に努めました。</p> <p>(3) 職員室机等の施錠徹底 職員の机、個人情報を含む媒体を保管する書庫等の鍵を再確認、整備し、施錠の徹底を行っています。</p> <p>4 継続的注意喚起の実施 職員会議、朝の打合せ等機会のある度に管理職から呼びかけを行っています。今後も全職員が高い意識を持続し、事故防止につながるよう取り組んでまいります。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
富士特別支援学校	令和元年12月5日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	交通加害事故（人身事故等）の多発
3 内容	平成30年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が5件発生していた。
【措置の内容】	
<p>校長から、該当職員へ嚴重注意と指導を行いました。</p> <p>事故の分析をしたところ、事故を起こした職員の年齢は20代から30代で、採用から3年までの職員としての経験の浅い者がほとんどでした。また、5件のうち通勤途上4件でした。</p> <p>この内容を踏まえ、職員に対し以下の対策を講じています。</p>	
1 職員への注意喚起と意識改革	
(1) 交通事故発生翌日の朝の打ち合わせにおいて、校長から職員に事故の概況説明をし、事故防止の注意喚起をしました。	
(2) 令和元年7月には、通勤経路や学校周辺の危険個所の確認や安全運転のコツなどをグループで話し合う研修を行いました。出された意見を職員室に掲示して共通理解を図りました。	
(3) 令和元年8月には、150日間の自動車運転の無事故・無違反を目指す「チャレンジラリー150」に全職員が参加しました。また、交通事故が何日起きていないかを示す無事故メーターを設置し、事故防止の意識啓発を行っています。	
(4) 令和元年12月、職員に「飲酒や車の運転に関するチェックシート」を配布して自己分析を行いました。その上で安全運転自己目標を立て、机上に掲示して意識の向上を図っています。	
(5) 事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のためのプログラム）の配信があった都度、朝の打ち合わせ等で副校長から受講を指導しました。	
2 今後の防止策	
(1) 令和2年度の職員会議でも、校長から職員に交通事故及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起をします。また、関係機関から提供される交通安全に関する情報を学校掲示板等を利用してタイムリーに伝えていきます。	
(2) 交通事故の分析結果を踏まえ、採用3年目までの職員を対象にした交通安全研修を実施し、安全運転への意識向上を図ります。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
東部の県立高等学校、校名は非公表	令和2年3月4日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	教員の不適切な行為による生徒負傷事案の発生
3 内容	東部の県立高等学校の教諭は、令和元年5月、高校の校門前の通学路となっている坂道で、悪ふざけのつもりで、同校の男子生徒1人に詰め寄り、腕をつかんで振り回した後、胸のあたりを押して、通学路横の急斜面に突き落とした。その結果、同生徒は7メートル程度転がり落ち、全治1か月程度の怪我を負った。
【措置の内容】	
<p>本事案が発覚後、校長が当該教諭に対して状況確認をし、継続的に指導、研修を実施することで、本人に反省と自覚を促しました。また、被害者生徒の心身のケアに努め、通常の学校生活に、早期に復帰できるようサポート体制を整えました。</p> <p>令和元年6月21日に、生徒集会及び保護者会を開催し、本件に関する説明と謝罪を行いました。設備面では、通学路の安全対策を強化し、転落防止用安全柵の設置を行いました。</p> <p>全職員に対しては、管理職から臨時職員会議等において本件に関する説明等を随時行いました。令和元年8月27日に本件をテーマに職員コンプライアンス研修を実施、令和元年9月27日の職員会議後に研修の振り返りを行いました。当該研修では、不祥事根絶に向けて職員間で意見交換を行い、特にチームで職務にあたることの大切さを再認識しました。</p> <p>また、令和元年10月25日には、県教育委員会から講師を招き、不祥事発生の現状と課題をテーマに不祥事根絶研修を実施しました。</p> <p>今後も、コンプライアンス研修の充実を図り、不祥事の再発防止を徹底していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部の県立高等学校、校名は非公表	令和元年9月26日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	わいせつ行為の発生
3 内 容	西部の県立高等学校の教諭は、平成30年6月頃から平成31年3月までの間、ホテル等において、顧問を務める部活動の部員である女子生徒1人に対し、複数回わいせつ行為を行った。
【措置の内容】	
今回起きた不祥事を教職員全員で真摯に受け止め、二度と不祥事を起こさないよう職員全員で平成31年4月から再発防止に向け、次の4点に取り組んでいます。	
1 SNSでの教師と生徒との個人的なやりとりが今回の不祥事の発端でしたので、教職員と生徒との個人的なメール等のやりとりの禁止を徹底しました。加えて、各部活動等におけるSNS利用状況を調査し、厳格で透明性の高いルールを定め、遵守しています。	
2 毎月1回不祥事根絶研修会を行い、教職員の法令順守意識の向上を図っています。「少しぐらいなら大丈夫だろう」といった心の緩みが不祥事の原因となり得るため、万全ルールを厳守することを、研修会を通じて繰り返し訴えています。また、研修会では、グループ討論を導入し、教職員間で互いに相談しやすく話しやすい環境を整えています。	
3 対処すべき問題が発生したとき、教職員が一人で抱え込まないよう、複数の教職員（チーム）で情報を共有し、解決策を探り、バックアップしていく体制をつくりました。クラス正・副担任、学年集団、分掌集団、相談できる仲間の集団などのチームが、互いに支え合うような環境になりました。	
4 管理職が、これらの取組状況を常に検証しながら、管理職と教職員との面談や声掛けの機会を増やすなどし、教職員がストレスや困り感を抱いていれば、適切に指示を出して状況の改善に努めます。またスクールカウンセラー等の相談員にも協力をいただき、生徒のみならず教職員のメンタルヘルスの改善にも努めています。	

ク 警察本部（1箇所1件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
交通規制課	令和元年9月26日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	公安委員会の意思決定のない駐車禁止標識の設置
3 内 容	平成26年8月から平成30年8月までの間、公安委員会による駐車禁止規制の意思決定がされていない区域に駐車禁止標識を設置し、これにより交通取締りを行った。
【措置の内容】	
本件事案の原因は、交通規制に関する公安委員会の意思決定の取得手続において、警察署が警察本部への当該駐車禁止規制の上申を失念したまま、警察本部に対して道路標識の設置工事の上申を行ったことに加え、警察本部において、上申された工事が意思決定を欠くものであることの確認がなされていなかったことなどにあります。	
このため、警察署においては、公安委員会の意思決定に係る上申と道路標識等の工事に係る上申を同時に作成した上で警察本部へ送付するとともに、道路標識の設置等の際に当該交通規制の意思決定の内容や工事の設計どおりに行われているか確認するほか、警察本部においては、警察署からの上申が双方適正に作成されているか確認し、当該交通規制の意思決定に基づいて工事の発注を行うなど、再発防止に取り組んでおります。	

(2) 随時監査（3箇所3件）

ア 教育委員会（2箇所2件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部の県立高等学校、校名は非公表	令和2年3月27日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	わいせつ行為の発生
3 内 容	東部の県立高等学校の教諭は、女子生徒1人に対し、平成28年11月から平成30年3月の間、ホテル等において、複数回わいせつ行為を行った。
【措置の内容】	
1 学校としての課題確認	令和元年11月21日夕方、臨時職員会議を開催し、校長から全職員に本事案の概要を説明し、次のような課題を確認しました。
	<ul style="list-style-type: none">・ 今回の不祥事を教訓とし、改めて不祥事根絶への高い意識を保つこと。・ 教育活動における生徒との接し方（携帯電話等での私的なやり取り禁止など）や服務についての注意喚起の徹底・ 教職員間の意見交換や管理職等への相談のしやすい風通しの良い職場づくり
2 学校における再発防止対策	<ul style="list-style-type: none">・ 不祥事根絶研修の計画を県教育委員会と連携して見直し、教職員1人1人の意識に深く伝わる不祥事根絶の研修方法を検討するなど、その研修を定期的実践します。・ 職員による生徒との携帯電話でのやりとり、メール、SNSに関するアンケートを実施し、実態を調査した上で、禁止徹底を図ります。・ これまで口頭で行っていた懲戒処分の公表をNESパソコン上の校内掲示板に載せ、規範意識を高めます。・ また、生徒に対しても、あいさつ、マナー、ソーシャルメディア等の利用方法など、規範意識を高める指導の徹底に努めます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
東部の県立高等学校、校名は非公表	令和2年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 児童買春・児童ポルノ禁止法違反行為及び盗撮行為の発生</p> <p>3 内容 東部の県立高等学校の教諭は、令和元年6月にSNSを利用して児童ポルノ（画像）を公然陳列したとして、令和元年11月に、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕された。 また、教育委員会の事情聴取に対し、令和元年10月に県内で2回盗撮を行ったことを認めた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 学校としての課題確認</p> <p>本事案が発覚した翌日の朝の職員打合せ時に、校長から経緯を報告し、改めて不祥事根絶への意識を持つように指示しました。また、当該教諭が懲戒免職処分の申し渡しを受けた令和2年1月23日の午後、臨時職員会議を開催し、再度、校長から全教職員に対し、処分内容を伝えるとともに、モラル・不祥事根絶への高い意識を持つことを指示しました。</p> <p>さらに、当該教諭からの事情聴取及び学校内における若年層の教員への指導状況を再確認し、学校として、次のような課題を確認しました。</p> <p>（1）教員経験の浅い初任者等に対して、教員の本質的な仕事や資質を問う研修や時間の確保</p> <p>（2）不祥事根絶に係る研修等を身近な事として十分に捉えさせるような取組</p> <p>（3）年度当初面談等において、若手教員の悩みや相談を引き出せる組織づくり</p> <p>2 学校における再発防止対策</p> <p>（1）管理職における定期的な面談等の実施</p> <p>採用年数の浅い職員に対し、校長等の管理職が年度当初や学期末等の節目に、教育者としての資質向上、健全育成を図るための面談等を実施します。</p> <p>（2）カウンセリングの実施</p> <p>教育相談心理アドバイザーによるカウンセリングを活用し、初任者及び2年目の教員に年一回の受講を義務付けます。</p> <p>（3）メンターの設置</p> <p>教員の指導に関して中立的なメンターとなる職員を配置し、日常的な相談体制を整えます。</p> <p>（4）県教育委員会からの情報提供</p> <p>県教育委員会から情報提供される「懲戒処分の公表」や「コンプライアンス通信」等について管理職がその都度、職員に意識付けを行います。</p>	

イ 警察本部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
浜松中央警察署	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 特別公務員暴行陵虐事案の発生</p> <p>3 内容 浜松中央警察署の警察官は、令和元年5月、ストーカー事案の被害者である女性宅において警戒中、同女性に抱きつき、着衣の裾をまくり上げ、卑猥な言動をするなどのわいせつ行為をし、陵虐した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>（発生所属における措置）</p> <p>1 臨時訓示教養の実施 本件事案発生直後、全署員を対象とした署長による臨時訓示教養を実施し、職務倫理の基本の再認識や県民の信頼回復に努めることなどを指示しました。</p> <p>2 職務倫理小集団検討会の実施 署員を小集団に編成して職務倫理に関する検討会を行い、本件事案の発生原因や今後の再発防止策等について討議しました。</p> <p>3 幹部による若手職員の生活実態の確認 幹部防犯身察等を訪問して、居住する若手警察官の生活実態を確認しました。</p> <p>4 業務上の不適正事案と各種事故の防止対策の実施 本件事案の発生を受けて、署内全課において、職員一人ずつが、業務上生じ得る不適正事案の事例とその防止方を発表し、幹部防犯補足指導等を行いました。</p> <p>（警察本部における措置）</p> <p>警察本部監察課が次の措置を執り再発防止に努めています。</p> <p>1 本部長通達の発出による注意喚起 「適正な職務執行の徹底について」により、単独で異性と接触する場合における具体的な指導の徹底を指示しました。</p> <p>2 本部長通達の発出による若手職員への指導の徹底 「若手警察職員への身上把握・指導の徹底について」により、採用5年未満の若手警察職員に対する指導教養の徹底を指示しました。</p> <p>3 首席監察官メモの発出による指導教養の喚起 警察本部各所属の次席以上に対して、非違事案防止教養の徹底を指導しました。</p> <p>4 首席監察官等による所属巡回指導 首席監察官等が各警察署を巡回し、所属長に対して身上把握・指導の徹底を具体的に指導しました。</p> <p>5 若手警察職員による非違事案防止検討会の開催 採用5年未満の若手警察職員を小グループに分けて招致し、非違事案の類型ごとに集団討論を行わせ、意識の向上を図りました。</p>	